（選挙人名簿の登録等の取扱い）

第一条　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律（以下「法」という。）第一条の規定により行われる選挙に係る次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第二十二条第三項	政令で定めるところにより、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会（衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙については中央選挙管理会、参議院合同選挙については当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会）が定める日（以下この条において「選挙時登録の基準日」という。）の前日	地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律（令和八年法律第八十三号）第二条各号に掲げる選挙の区分に応じ当該各号に定める日（以下この項において「告示日」という。）の前日
公職選挙法第四十六条の二第二項及び第八十六条の四第七項	選挙時登録の基準日に	告示日の前日に
公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第十七条第一号	その任期が終わる日の	地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律（令和八年法律第八十三号）第一条第一項に規定する選挙の期日
公職選挙法施行令第四十九条の二第一項ただし書及び第百二十七条の三	法第三十三条第五項（法第三十四条の二第五項において準用する場合を含む。）、第三十四条第六項又は第百十九条第三項の規定により告示した日	地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律第一条第一項に規定する選挙の期日

（署名収集の禁止期間の取扱い）

第二条　法第一条第一項又は第二項の規定により行われる選挙に係る地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第九十二条第四項（第一号に係る部分に限り、同令第九十九条、第百条、第百十条、第百十六条、第百二十一条、第二百十二条の二、第二百十三条の二、第二百十四条の二、第二百十五条の二、第二百十六条の三及び第二百十七条の二並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令（昭和三十一年政令第二百二十一号）第三条第一項において準用する場合を含む。）及び市町村の合併の特例に関する法律施行令（平成十七年政令第五十五号）第二条第四項（同令第十四条（同令第二十九条において準用する場合を含む。）及び第二十八条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同号中「任期満了の日」とあるのは、「地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律（令和八年法律第八十三号）第一条第一項に規定する選挙の期日」とする。

第三条　前条の規定は、次に掲げる法第一条第一項に規定する市区町村（以下この項及び次条において「市区町村」という。）の議会の議員又は長の任期満了による選挙については、適用しない。

一　令和九年三月一日から同月三十日までの間に任期が満了することとなる市区町村の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律（令和八年法律第八十三号）第一条第一項に規定する選挙の期日

二　令和九年三月三十一日から同年五月三十一日までの間に任期が満了することとなる市区町村の議会の議員の任期満了による選挙（市区町村であって、当該市区町村の議会の議員の任期満了の日前六十一日に当たる日又は同年二月二十三日のいずれか早い日において現に在職する当該市区町村の長の任期満了の日が同年六月一日以後の日であり、かつ、当該任期満了の日前九十日に当たる日から当該任期満了の日の前日までの間に当該市区町村の議会の議員の任期満了の日があるもの（市区町村であって、当該市区町村の長の任期満了による選挙について法第一条第二項後段の規定による告示がなされたものを除く。）の議会の議員の任期満了による選挙に限る。）

三　令和九年三月三十一日から同年五月三十一日までの間に任期が満了することとなる市区町村の長の任期満了による選挙（市区町村であって、当該市区町村の長の任期満了の日前六十一日に当たる日又は同年二月二十三日のいずれか早い日において現に在職する当該市区町村の議会の議員の任期満了の日が同年六月一日以後の日であり、かつ、当該任期満了の日前九十日に当たる日から当該任期満了の日の前日までの間に当該市区町村の長の任期満了の日があるものの長の任期満了による選挙に限る。）

2　前項（第二号に係る部分に限る。）の規定は、都道府県又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（次条において「指定都市」という。）の議会の議員の任期満了による選挙について準用する。この場合において、同号中「同年二月二十三日」とあるのは、「同年二月九日」と読み替えるものとする。

（法第一条第二項後段の規定による告示をした場合の取扱い）

第四条　指定都市及び市区町村の選挙管理委員会は、法第一条第二項後段の規定による告示をした場合には、直ちにその旨を都道府県の選挙管理委員会に届け出なければならない。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

総務大臣　藤井比早之
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　木原　稔

経済社会情勢の変化を踏まえた企業の事業活動の持続的な発展を図るための産業競争力強化法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年十一月十八日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　木原　稔

政令第三百五十二号

経済社会情勢の変化を踏まえた企業の事業活動の持続的な発展を図るための産業競争力強化法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、経済社会情勢の変化を踏まえた企業の事業活動の持続的な発展を図るための産業競争力強化法等の一部を改正する法律（令和八年法律第二十九号）附則第一条第二号の規定に基づき、この政令を制定する。

経済社会情勢の変化を踏まえた企業の事業活動の持続的な発展を図るための産業競争力強化法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は、令和八年十一月二十日とする。

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　木原　稔
総務大臣　藤井比早之
法務大臣　山下　貴司
財務大臣　片山さつき
文部科学大臣　関　芳弘
厚生労働大臣　上野賢一郎
農林水産大臣　武部　新
経済産業大臣　赤澤　亮正
国土交通大臣　井林　辰憲
環境大臣臨時代理
国務大臣　武部　新